

社会福祉法人末広保育園 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人末広保育園（以下「法人」という。）定款第8条、定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。

- 2 役員の報酬は日額とし、理事会等、法人業務への出席の都度、別表第2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、業務時間内の報酬等は支給しない。
- 3 前項に定める業務が同日に行われる場合、複数の業務に従事している役員にはいずれか一の業務に対する報酬及び第5条の費用の弁償を支給するものとし、重複して支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用の弁償)

- 第5条 法人は、評議員及び役員等が、第3条によるその職務を行うために要する費用を弁償する。
- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規程に基づき算出されるものとする。
 - 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成30年12月15日より施行し、平成30年4月1日より適用する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額（1人あたり）	年度総額（1人あたり）	年間総額(合計)
評議員	5,000円	28,000円	200,000円

別表2 非常勤役員の報酬

役職	報酬日額（1人あたり）	年度総額（1人あたり）	年間総額(合計)
役員（非常勤）	5,000円	40,000円	240,000円